

介護老人福祉施設 玉成苑

短期入所生活介護（介護予防）

【重要事項説明書】

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人 <small>せんせいかい</small> 千成会
所在地	横須賀市長浦町5-80-1
代表者名	理事長 木原 一成

2 事業所概要

事業所名	介護老人福祉施設 <small>ぎょくせいえん</small> 玉成苑
所在地	横須賀市長浦町5-80-1
事業所番号	横須賀市 1471904621号 平成24年4月1日開設
管理者及び連絡先	門間 善則 046-874-5836
利用定員	18名

3 施設の目的と運営方針

施設の目的	要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた利用者に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性をふまえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 2. 地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 設備の概要 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階

区分	数量	備考
居室	18室	1人部屋(ユニット型個室) 1ユニット10室 計2ユニット 18室
共同生活室	2室	各ユニットに設置

浴室	4室	個室浴室4室、機械浴室4室
医務室	1室	1階

5 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	従事するサービス	人員
施設長（管理者）	施設全体の管理監督	1名
医師	健康管理、療養上の指導	1名（常勤 0名、非常勤 1名）
生活相談員	利用者や家族からの相談、市町村との連携	3名（常勤 3名、非常勤 0名）
介護職員	施設サービス計画に基づく介護	64名（常勤 45名、非常勤 19名）
看護職員	施設サービス計画に基づく看護、医師の指示に基づく医療行為	6名（常勤 4名、非常勤 2名）
栄養士	栄養管理、栄養ケアを行う。	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
機能訓練指導員	機能訓練計画を作成し機能訓練を行う	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
その他	事務職員	2名（常勤 2名、非常勤 0名）

6 おもな職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	内科 毎週月曜日
	歯科 毎週月曜日又は火曜日
生活相談員	日勤 9:00～18:00
介護職員	早番 7:00～16:00
	日勤 9:30～18:30
	遅番 10:00～19:00
	夜勤 17:15～ 9:30
	準夜勤 22:00～ 7:00
看護職員	日勤 9:00～18:00

7 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付によるサービス

以下のサービスについては、滞在・食費を除き、「介護保険負担割合証」に記載されている割合（1割、2割もしくは3割）をご負担いただきます。料金の詳細については別紙「料金表」を参照してください。

・食事と居室に係る費用について負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載してある限度額とします。

- ① 居室の提供
- ② 食事

利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、自立についても適切な援助を行います。

食事時間	朝食	8:00～	9:00
	昼食	12:00～	13:00

夕食 18:00~19:00

* 食べられないもの、療養食の希望、アレルギー等がある方は事前にご相談ください。

- ③ 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
 - ・状況により機械浴もしくは清拭になることもあります。
- ④ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な昨日の回復又はその減退を防止するための機能訓練を実施します。
- ⑤ 栄養管理
 - ・管理栄養士が利用者の栄養状態を把握し、状態に応じた食事を提供します。
- ⑥ 排せつ
 - ・排せつの自立を促すため利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑦ 健康管理
 - ・医師及び看護職員は、常に利用者の健康状態に配慮し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。
 - ・薬の管理、処置全般、インスリン注射、胃ろうの管理等を行います。
- ⑧ 娯楽等
 - ・誕生会や季節に応じたイベントを各ユニット及び施設全体で多数企画します。
- ⑨ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険外サービス（有料サービス）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。料金の詳細については別途「料金表」を参照して下さい。

- ① 食費 朝食410円、昼食490円、夕食490円、おやつ80円
合計1,470円（1日あたり）
- ② 滞在費（ユニット型に限る） 1日2,630円
- ③ 教養娯楽費 実費（個別に希望するクラブ活動等に参加した場合に負担）
- ④ 理美容代 実費（カット1,980円、パーマ6,380円等）
- ⑤ ~~家電持込使用料 1日1台につき10円~~
- ⑥ 通院送迎費 1Kmあたり20円（協力病院よりも遠方の場合。なお、高速道路・有料駐車場利用の場合は実費。夜間深夜の場合、市内でも実費負担の場合あり）
- ⑦ テレビ貸出し料 1日あたり50円（居室にテレビの貸出しを利用される場合）
- ⑧ 医療材料費 実費（特別な疾病に係る医療材料のうち、医療保険の対象とならないものについては費用をご負担いただきます。）
- ⑨ 日用品費 実費（施設の日常生活で個別に使用するものであり、利用者が負担することが相当と認められるものはその実費をご負担いただきます。）
- ⑩ クリーニング代 実費（施設の洗濯機で洗濯できないもので外注する場合のみ）
- ⑪ その他 実費（上記のほか利用者に負担していただくことが相当と認められたものに限る）

- (3) 前記(1)、(2)の費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月27日（土・日・祝日の場合は翌平日）に指定口座より自動引落とさせていただきます。翌月中旬までに請求書をお送りいたしますので振替指定日の前日までにご資金のご準備をお願いいたします。また利用者のご都合で万が一引き落としができない場合は、お振込みをしていた

だく場合がございます。(その際の振込手数料はご負担ください)

8 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合はご利用者のかかりつけ医療機関や施設提供の協力病院に受診していただきます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務付けるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	横須賀共済病院
所在地	横須賀市米が浜通 1-16
電話	046-822-2710

協力歯科医療機関

医療機関の名称	太陽の家附属歯科診療所
所在地	横須賀市桜ヶ丘 2-1-2-101 第一光ハイツ
電話	046-833-8047

協力医療機関

医療機関の名称	湘南病院
所在地	神奈川県横須賀市鷹取 1丁目 1番 1号
電話	046-865-4105

嘱託医

医療機関の名称	医療法人社団 ユニメディコ サンライズファミリークリニック
所在地	神奈川県横須賀市武 1-28-5
電話	046-874-4914

9 緊急時等における対応方法

- (1) ご利用者が病気・怪我等で受診する場合は、緊急連絡先の通り、昼夜問わずにご連絡させていただきます。なお、日中は施設の代表番号より電話をさせていただいておりますが、夜間帯においては介護職員から連絡をするため、下記の携帯電話からご連絡を差し上げるようになります。よって、下記の携帯電話番号を登録していただくか、控えていただくようお願い致します。(日中も介護職員が携帯電話から電話をさせていただく場合もございます)

なお、ユニットの携帯電話は主に発信用として管理しておりますので、緊急時以外は施設の代表番号にかけていただくよう、お願い致します。

ショートステイユニット 携帯番号 070-5452-7809

- (2) 緊急受診時には職員が医療機関への付き添いを行いますが、ご家族の方も医療機関での付き添いをお願い致します。医療機関ではご家族の判断・ご家族への説明を求められるケースが多くなってきています。また診察に際しまして輸血や造影剤使用等で同意書等に署名を求められることがあります。施設としましては署名をすることはできませんので必ずご家族の方の対応をお願いいたします。
- (3) ご家族間で受診についての対応方法をあらかじめご検討下さい。

10 施設利用の留意点

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込の制限

入所にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたすものについては持込をお断りすることがあります。

(2) 面会

面会時間 10時～17時

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設等は本来の用途に従ってご利用ください。
- ・ 故意にもしくはこれに反したご利用により破損等が生じた場合には弁償していただく場合があります。
- ・ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

11 介護保険法改正時における利用料の変更について

介護保険基準サービス費・基準外サービス費・食費・居住費は介護保険法の改正や申請を行うことによって費用が変更となる場合があります。その場合変更内容をご説明し、変更同意書の取り直しをいたします。

12 契約の終了について

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って契約書第9条に該当する場合は、すみやかに退所していただくこととなります。

13 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録をし、迅速な対応を行います。

14 身体拘束等の禁止

施設及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合（利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

15 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

- ・ 連絡先 **電話 046-874-5836**

- ・ 連絡時間 午前9時から午後6時

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。)

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

1.6 サービス内容に関する苦情等相談

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者

施 設 長 門 間 善 則

○ 苦情受け付け窓口

生活相談員 加藤 祐樹 ・ 森川 成彦 (短期入所)

受付時間 毎週月曜～日曜日 9:00～17:00

電話 046-874-5836

* また、ご意見箱を玄関廊下(公衆電話のとなり)および各ユニットに「ご意見・ご要望記入用紙」を設置しています。

(2) 第三者委員

○ さくら保険コンサル 田尻 真 電話046-830-5197

(3) 公的機関その他苦情受付機関

○ 横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

所在地 横須賀市小川町11

電話 046-822-8253

対応時間 8:30～17:15 (土・日曜、祝祭日・年末年始を除く)

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ

○ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

所在地 横浜市西区楠町27番1

電話 045-329-3447

0570-022110 (苦情専用)

対応時間 8:30～17:15 (土・日曜、祝祭日・年末年始を除く)

1.7 その他

- ・ 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了5年間は保管します。

【説明確認欄】

重要事項について本書を交付し、説明しました。

介護老人福祉施設 玉成苑

令和 年 月 日

生活相談員 _____ 印

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____ 印

家族等 _____ 印